

第 4 期 決 算 公 告

2023年6月27日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 関西みらい銀行
代表取締役社長 西山和宏

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,573,612	預 金	7,275,913
現 金	41,804	当 座 預 金	328,580
預 け 金	1,531,807	普 通 預 金	4,233,554
買入金銭債権	20	貯 蓄 預 金	31,778
商品有価証券	25	通 知 預 金	6,519
有 価 証 券	845,404	定 期 預 金	2,604,981
国 債	317,809	そ の 他 の 預 金	70,500
地 方 債	118,427	譲 渡 性 預 金	276,980
社 債	259,576	コ ー ル マ ネ ー	962,649
株 式	34,064	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	175,088
そ の 他 の 証 券	115,526	借 用 金	393,200
貸 出 金	6,907,412	借 入 金	393,200
割 引 手 形	13,637	外 国 為 替	487
手 形 貸 付	87,423	売 渡 外 国 為 替	287
証 書 貸 付	6,594,680	未 払 外 国 為 替	199
当 座 貸 越	211,670	そ の 他 負 債	38,973
外 国 為 替	7,955	未 決 済 為 替 借	0
外 国 他 店 預 け	6,499	未 払 法 人 税 等	1,028
買 入 外 国 為 替	761	未 払 費 用	9,382
取 立 外 国 為 替	694	前 受 収 益	2,069
そ の 他 資 産	73,259	金 融 派 生 商 品	4,586
前 払 費 用	598	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	67
未 収 収 益	5,405	リ ー ス 債 務	553
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	593	資 産 除 去 債 務	736
金 融 派 生 商 品	9,140	そ の 他 の 負 債	20,548
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	8,352	賞 与 引 当 金	3,594
そ の 他 の 資 産	49,170	退 職 給 付 引 当 金	7,015
有 形 固 定 資 産	65,445	そ の 他 の 引 当 金	3,127
建 物	16,551	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	209
土 地	44,872	支 払 承 諾	19,875
リ ー ス 資 産	488	負 債 の 部 合 計	9,157,113
建 設 仮 勘 定	208	(純資産の部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,323	資 本 金	38,971
無 形 固 定 資 産	6,174	資 本 剰 余 金	170,998
ソ フ ト ウ ェ ア	409	資 本 準 備 金	38,971
の れ ん	5,095	そ の 他 資 本 剰 余 金	132,026
リ ー ス 資 産	0	利 益 剰 余 金	136,429
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	669	そ の 他 利 益 剰 余 金	136,429
前 払 年 金 費 用	23,397	繰 越 利 益 剰 余 金	136,429
繰 延 税 金 資 産	13,495	株 主 資 本 合 計	346,399
支 払 承 諾 見 返 金	19,875	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,299
貸 倒 引 当 金	△ 34,383	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5
		土 地 再 評 価 差 額 金	476
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,817
		純 資 産 の 部 合 計	344,582
資 産 の 部 合 計	9,501,695	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,501,695

損益計算書

〔2022年4月1日から
2023年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		113,759
資金運用収益	78,034	
貸出金利息	70,693	
有価証券利息配当金	5,104	
コールローン利息	42	
預け金利息	2,030	
金利スワップ受入利息	27	
その他の受入利息	136	
信託報酬	10	
役務取引等収益	29,734	
受入為替手数料	3,820	
その他の役務収益	25,913	
その他業務収益	2,442	
外国為替売買益	1,306	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	537	
金融派生商品収益	599	
その他経常収益	3,537	
償却債権取立益	867	
株式等売却益	1,928	
その他の経常収益	741	
経常費用		93,564
資金調達費用	2,652	
預金利息	1,566	
譲渡性預金利息	8	
コールマネー利息	△ 102	
債券貸借取引支払利息	1,147	
借用金利息	△ 8	
その他の支払利息	40	
役務取引等費用	14,775	
支払為替手数料	466	
その他の役務費用	14,309	
その他業務費用	5,283	
国債等債券売却損	5,265	
国債等債券償却	18	
営業経費	67,799	
その他経常費用	3,053	
貸倒引当金繰入額	82	
貸出金償却	1,109	
株式等売却損	186	
株式等償却	26	
その他の経常費用	1,648	
経常利益		20,195
特別利益		1,708
固定資産処分益	1,708	
特別損失		1,523
固定資産処分損失	391	
減損損失	1,131	
税引前当期純利益		20,380
法人税、住民税及び事業税	579	
法人税等調整額	4,630	
法人税等合計		5,210
当期純利益		15,169

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は35,696百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
----------	--

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 1,718百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,070百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。時価算定会計基準適用指針は、投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いを定めたものであります。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 34,383 百万円

なお、上記の金額には、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染拡大に起因する経済活動の停滞により影響を受ける債務者に対する貸出金等（124,345 百万円）に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金 1,518 百万円が含まれております。

(2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

①算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金用途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。

当該引当金算出方法の詳細は、「重要な会計方針 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

なお、上述の追加的な引当金の算出にあたっては、当社の貸出金等について、COVID-19 の感染拡大に起因する影響の分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種（以下「COVID-19 影響業種」という。）を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等については、貸倒発生や債務者区分の遷移状況等を考慮すると特に今後予想される業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、当該貸出金等が内包する信用リスクを反映する目的で過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて計上しております。具体的には、要注意先に係る最近の貸倒損失等の発生状況を COVID-19 影響業種と全業種との間で比較して貸倒実績の乖離を算定し、全業種に係る過去の貸倒実績率に上述の乖離を反映して算定した予想損失率を用いております。

②主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。

なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

上述の追加的な引当金については、現状の経済状況に鑑み、その影響は 2023 年度中も継続するものと仮定しております。

③翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特に、COVID-19 の感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

(追加情報)

単体納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は翌事業年度より、単体納税制度から株式会社りそなホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度へ移行することとなります。なお、当事業年度から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 24,221 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,149 百万円
危険債権額	85,348 百万円
三月以上延滞債権額	728 百万円
貸出条件緩和債権額	30,987 百万円
合計額	126,214 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,398百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	643,933 百万円
その他資産	5,811 百万円

担保資産に対応する債務

預金	19,519 百万円
債券貸借取引受入担保金	175,088 百万円
借入金	393,200 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2,300百万円、有価証券1,584百万円、その他の資産28,716百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金4,684百万円、敷金保証金1,898百万円、先物取引差入証拠金593百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は645,534百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が588,592百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

413百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 40,394百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,130百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は52,687百万円であり、

10. 関係会社に対する金銭債権総額 42,070百万円

貸出金 42,070百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 60,597百万円

預金 16,197百万円

譲渡性預金 44,400百万円

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は8.68%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 159百万円

役員取引等に係る収益総額 48百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 114百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 1百万円

役員取引等に係る費用総額 2,332百万円

その他の取引に係る費用総額 1,859百万円

2. 関連当事者情報

(1) 当社と関連当事者の取引

- ① 当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。
- ② 親会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社田エンタープライズ(注2)	(被所有)直接0.00%	融資取引	資金の貸付(注1, 3)	—	貸出金	63

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引先と同様であります。

2. 当社の親会社である株式会社りそなホールディングスの執行役太田成信氏の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
3. 貸出金の担保として不動産を受入れております。

③ 当社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	関西みらい保証株式会社	直接100%	保証委託関係預金取引関係役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証(注1)	1,539,690	—	—
				保証料(注2)	967	未払費用	83
				代位弁済	1,111	—	—
子会社	関西総合信用株式会社	直接100%	保証委託関係預金取引関係役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証(注1)	1,273,219	—	—
				保証料(注2)	1,230	未払費用	98
				代位弁済	2,378	—	—
子会社	びわこ信用保証株式会社	間接100%	保証委託関係預金取引関係役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証(注1)	109,157	—	—
				保証料(注2)	134	未払費用	10
				代位弁済	300	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、每期交渉の上決定しております。

④ 当社の親会社の子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行(注1)	なし	市場取引関係業務委託取引関係不動産貸借役員の兼任	短期資金の調達(注2)	201,649(注4)	コールマネー	201,649
				コールマネー利息(注2)	77	未払利息	1
親会社の子会社	りそな保証株式会社(注1)	なし	預金取引関係	譲渡性預金の受入(注3)	168,304(注5)	譲渡性預金	164,200

(注) 1. 当社の親会社である株式会社りそなホールディングスの子会社であります。

2. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引先と同様であります。
4. 短期資金の調達の取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。
5. 譲渡性預金の受入の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

⑤ 役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社尾賀亀(注2)	(被所有)直接 0.00%	融資取引	資金の貸付(注1, 4)	—	貸出金	147
	滋賀自工株式会社(注2)	(被所有)直接 0.00%	融資取引 引受業務	資金の貸付(注1, 5)	—	貸出金	90
				銀行保証付私募債の引受(注1)	50	有価証券	80
	滋賀県総合輸送協同組合(注3)	—	融資取引	資金の貸付(注1)	—	貸出金	15

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引先と同様であります。

2. 当社の前取締役尾賀康裕氏及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社の子会社であります。尾賀康裕氏が2022年6月22日付で当社取締役を退任したことに伴い、関連当事者でなくなっております。そのため、取引金額については関連当事者であった期間における取組金額を、期末残高については退任月の月末残高をそれぞれ記載しております。
3. 当社の前取締役尾賀康裕氏が代表理事として業務執行を決定する権限を有している組合であります。尾賀康裕氏が2022年6月22日付で当社取締役を退任したことに伴い、関連当事者でなくなっております。そのため、取引金額については関連当事者であった期間における取組金額を、期末残高については退任月の月末残高をそれぞれ記載しております。
4. 貸出金の担保として不動産を受入れております。
5. 貸出金の担保として預金、不動産を受入れております。

(2) 当社の連結子会社と関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

3. その他の経常費用には、経営統合関係費用601百万円を含んでおります。

4. 当社は、営業用店舗については、主として営業店毎(複数店がエリア(地域)で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎)に継続的な収支の把握を行っていることから営業店(又はエリア)をグルーピングの単位としております。遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、店舗統合・移転等の決定、及び営業キャッシュ・フローの低下した以下の営業用店舗や遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計1,131百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
大阪府下	営業用店舗等	土地建物等	533百万円
滋賀県下	営業用店舗等	土地建物等	480百万円
兵庫県下	営業用店舗	土地建物等	118百万円
上記以外	遊休資産	土地	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	6,467	6,961	493
	社債	5,018	5,027	8
	小計	11,486	11,988	502
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	232,616	216,018	△16,597
	地方債	3,546	3,475	△70
	社債	49,973	48,089	△1,883
	小計	286,135	267,584	△18,551
合計		297,621	279,572	△18,049

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年3月31日現在)

市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	24,221

4. その他有価証券 (2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,011	3,355	3,656
	債券	65,139	64,877	262
	地方債	601	600	1
	社債	64,537	64,276	261
	その他	52,131	50,294	1,836
	小計	124,282	118,526	5,755
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	232	254	△22
	債券	333,052	337,659	△4,607
	国債	78,725	80,232	△1,506
	地方債	114,279	114,689	△409
	社債	140,046	142,737	△2,690
	その他	61,818	66,438	△4,620
小計	395,102	404,352	△9,250	
合計		519,385	522,879	△3,494

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,599
組合出資金	1,597

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,239	777	5
債券	81,186	114	322
国債	75,379	111	299
社債	5,807	2	22
その他	84,045	1,568	5,125
合計	166,472	2,459	5,452

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、42百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却	20,440	百万円
退職給付引当金	6,218	
減損損失	4,365	
有価証券償却	3,557	
その他有価証券評価差額	1,194	
その他	6,652	
繰延税金資産小計	42,429	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,087	
評価性引当額小計	△19,087	
繰延税金資産合計	23,342	
繰延税金負債		
前払年金費用	△7,152	
退職給付信託設定益	△1,535	
その他	△1,159	
繰延税金負債合計	△9,846	
繰延税金資産の純額	13,495	百万円

(1株当たり情報)

1株当たり純資産	3,771円70銭
1株当たり当期純利益	166円04銭